



つくばみらい市教育委員会告示第3号

つくばみらい市学区外就学の許可基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月26日

つくばみらい市教育委員会



つくばみらい市学区外就学の許可基準の一部を改正する告示

つくばみらい市学区外就学の許可基準（平成21年つくばみらい市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

指定学校の変更の許可基準

番号	許可事由	許可内容	対象学年	許可期間	添付書類
1	転居	学区外に転居したが 転居前の学校に引き 続き通学を希望する 場合	小・中学校の全 学年	最長卒業まで	
		学区外に転居するこ とが確定しており、 転居先の学校への通 学を希望する場合	同上	同上	保護者の確約 書、転居予定地 が確認できる書 類（確認済証、 土地・建物売買 契約書等の写 し）
2	保護者の就 労等	両親が共働き又はひ とり親家庭で、母又 は父の勤務地の学区 の小学校へ通学を希 望する場合	小学校の全学年	その事由が解消 されるまで	保護者の就労証 明書
		両親が共働き又はひ	同上	同上	保護者の就労証

		とり親家庭で、祖父母等の家にあずける場合			明書、預かり者の確約書
3	身体的理由	心身の障害等により学区内の学校への通学が困難な場合	小・中学校の全学年	最長卒業まで	医師の診断書
4	生徒指導上への配慮	いじめ又は不登校により深刻に悩み、市内の他の学校への通学を希望する場合	同上	同上	当該学校長の意見書
5	部活動への参加	学区内の中学校に希望する部活動がない場合	中学校新1年生	部活動終了の学年末まで	希望部活動入部確約書
6	兄弟姉妹	指定された学校と異なる学校に通う兄弟姉妹と同じ学校に通う場合	小・中学校の全学年（新入学時に兄弟が卒業する場合は適用外）	最長卒業まで	
7	地理的な理由	学区外の学校が指定された学校よりも明らかに近く安全である場合	小・中学校の全学年	同上	自宅から指定された学校及び自宅から希望する学校までの経路図
7	学校規模	大規模な学校から保有教室数の余裕がある学校へ通学を希望する場合	同上	同上	
9	小中学校の継続	小学校卒業時において、指定校変更をしている生徒で、当該小学校の学区に属する中学校へ入学を希	中学校新1年生	同上	

		望する場合			
10	その他	特別の事情があると 教育委員会が認めた 場合			確認のため必要 な書類

別表第2を次のように改める。

区域外就学の許可基準

番号	許可事由	許可内容	対象学年	許可期間	添付書類
1	転出入	市外に転出後も現に通学している学校に引き続き通学を希望する場合	小・中学校の全学年	最長卒業まで	
		市外に居住し、今後6か月以内に市内に転入することが確実なため、居住予定地の住所を通学区域とする学校に通学を希望する場合	同上	最長6か月を限度とし、転入の日まで	保護者の確約書、転入予定地が確認できる書類(確認済証、土地・建物売買契約書等の写し)
2	保護者の就労等	両親が共働き又はひとり親家庭で、母又は父の勤務地の学区の小学校へ通学を希望する場合	小学校の全学年	その事由が解消されるまで(1年更新、最長卒業まで)	保護者の就労証明書
		両親が共働き又はひとり親家庭で、祖父母等の家にあずける場合	同上	同上	保護者の就労証明書、預かり者の確認書
3	身体的理由	心身の障害等により学区内に主治医がおられ、その地への通学が本人の心身に対し	小・中学校の全学年	最長卒業まで	医師の診断書

		必要と認められる場合			
4	生徒指導上への配慮	いじめ又は不登校により深刻に悩み、市内の指定校以外の学校でも症状が良くならないため、市外の学校への通学を希望する場合	同上	同上	当該教育委員会の意見書
5	部活動への参加	住民登録がある地域の中学校に希望する部活動がない場合	中学校新1年生	部活動終了の学年末まで	当該教育委員会の意見書
6	小中学校の継続	小学校卒業時において、区域外就学をしている生徒で、当該小学校の学区に属する中学校へ入学を希望する場合	同上	最長卒業まで	
7	その他	特別の事情があると教育委員会が認めた場合			確認のため必要な書類

注

- 1 就学を希望するつくばみらい市立小学校又は中学校の施設、設備及び学級状況に応じ、受入れ可能な児童生徒数の範囲であること。
- 2 保護者の責任において、児童生徒の通学の安全を期すこと。
- 3 通学にかかる経費は、すべて保護者が負担すること。
- 4 区域外就学者は、就学援助の対象外となること。
- 5 許可期間終了後は、児童生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学すること。
- 6 区域外就学の許可は、距離的に通学可能と認められる児童生徒についてのみ許可する。

7 つくばみらい市教育委員会は、区域外就学の許可を受けた保護者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 申請内容が事実と相違していることが判明したとき。

(2) 申請事由が変更又は消滅したと認められるとき。

8 前各項の規定にかかわらず、つくばみらい市教育委員会が特別に認める場合には、この限りでない。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

